

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金
行政機関等の名称	寝屋川市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 保護課
個人情報ファイルの利用目的	特別定額給付金給付対象者に対する特別定額給付金実施要綱に基づく給付金の支給
記録項目	1 世帯番号、2 氏名、3 生年月日、4 現住所、5 郵送連番、6 処理時注意情報、7 辞退情報、8 DV情報、9 転出情報、10 死亡情報、11 振込口座、12 申請状況、13 支払状況、14 二重振込返還対象者、15 その他
記録範囲	令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市区町村長が認めるものを含む。）に対する支給情報
記録情報の収集方法	市民サービス部所管の住民基本台帳、課税台帳、滞納管理システム、賦課台帳とのデータ連携。高齢介護室所管の介護保険システムとのデータ連携。障害福祉課所管の自立支援給付支給決定台帳とのデータ連携。特別定額給付金給付対象者からの申請書提出。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	給付金運營業務委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	寝屋川市総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル (電算処理ファイルの場合のみ) 令第21条第7項に該当するファイル 有
備考	—